

令和元年度第 2 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 2 年 2 月 1 2 日

担当部・課：福祉部障害福祉課〔内線 2 4 8 3〕

① 件 名	令和元年台風第 1 9 号に伴う障害福祉サービスの利用者負担額等の免除措置の延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】</p> <p>令和元年台風第 1 9 号による災害について、令和元年 1 2 月に「令和元年台風第 1 9 号に伴う障害福祉サービスの利用者負担額等の免除に関する要綱」を制定し、被災者に係る障害福祉サービス等の利用料の免除を実施している。</p> <p>免除期間は、介護保険制度との均衡を図り、令和 2 年 1 月 3 1 日までとしているが、同年 1 月 2 4 日付けで、厚生労働省より、介護保険制度における利用料の免除期間を同年 3 月 3 1 日まで延長する方針が示された。</p> <p>【目的】</p> <p>介護保険制度との整合性を図り、免除措置を延長することにより、医療や障害福祉サービスを確保するとともに、経済的負担の軽減を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <p>障害者総合支援法 児童福祉法 石巻市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 石巻市児童福祉法施行細則</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和元年 1 0 月 1 2 日 令和元年台風第 1 9 号について災害救助法適用</p> <p>1 6 日 令和元年台風第 1 9 号による被災者に係る利用料等の取扱いについて（厚生労働省社会・援護局事務連絡）</p> <p>3 1 日 令和元年台風第 1 9 号による被災者に係る自立支援医療（精神通院）の取扱いについて（宮城県保健福祉部精神保健推進室長通知）</p> <p>1 1 月 7 日 令和元年台風第 1 9 号に伴う災害に関する介護給付等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて（厚生労働省社会・援護局事務連絡） ※障害福祉サービス等事業所へは宮城県より周知</p> <p>1 5 日 災害による障害児入所給付費等の利用者負担の軽減に関する取扱要綱一部改正（宮城県）</p> <p>1 2 月 1 0 日 令和元年台風第 1 9 号に伴う障害福祉サービスの利用者負担額等の免除に関する要綱施行</p> <p>令和 2 年 1 月 2 4 日 令和元年台風第 1 5 号又は第 1 9 号等で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（厚生労働省保険局事務連絡） 令和元年台風第 1 5 号又は 1 9 号等による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（厚生労働省老健局事務連絡）</p> <p>2 7 日 令和元年台風第 1 9 号に伴う障害福祉サービスの利用者負担額等の免除に関する要綱の一部改正</p>
⑤ 主な内容	<p>令和元年台風第 1 9 号に伴う、障害福祉サービス等の利用者負担額の免除措置を令和 2 年 3 月 3 1 日まで延長する。（※食費及び居住費等は該当しない）。</p> <p>なお、免除対象者の要件、対象となる障害福祉サービス等、免除の実施方法及び利用者負担額の還付手続きについては、従前のおりとする。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

被災者の経済的負担の軽減を図ることができる。

【市財政への負担】

	人数 (見込み)	免除額（見込み）	
		延長後(3月31日まで)	延長前(1月31日まで)
障害福祉サービス等 利用者負担額	4人	89千円	59千円

※現時点で、国・県による財政措置は未定

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【実施済自治体の内容】

	免除期間	減免内容	今後の対応
仙台市	12ヶ月	損害の割合で全額又は半額	
塩竈市	R2. 1. 31まで	全額	R2. 2. 29まで延長 (3月31日までの延長は現在検討中)
白石市	R2. 1. 31まで	半壊以上で全額	R2. 3. 31まで延長
角田市	R2. 3. 31まで	全額	
栗原市	R2. 9. 30まで	全額	

※東松島市、女川町は未実施。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

⑨ その他

周知について

対象者への個別通知のほか、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所に周知を図る。